

平成29年第13回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年12月13日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | | |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | | |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | | |
|-----|------|--|--|
| 12番 | 中野 修 | | |
|-----|------|--|--|
- 5 欠席農業委員
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 12番 | 井町 哲 | 15番 | 安富 法明 |
|-----|------|-----|-------|
- 6 欠席推進委員
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 14番 | 野尻 渉 | 24番 | 山中 佳子 |
|-----|------|-----|-------|
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主査 | 篠田 淳也 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 29 年第 13 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、17 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は 12 番 井町委員、15 番 安富委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。3 番 俵委員、14 番 縄田委員。よろしくお願ひいたします。寒い時期になって本年も、いよいよ年末になりました。昔は今日の総会が終わりまして忘年会をやっておりましたが、ある時期から忘年会と新年会が近くに 2 回あるので、どちらか片方にしようではないかということで新年会は互礼会という形になっておりますので忘年会を取りやめたという経緯がございます。皆さんも、たくさん忘年会があると思えますけれども寒い中でございますので体には気をつけていただけたらというふうに思っております。それでは総会に入りたいと思えます。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 3 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>説明の前に訂正箇所がございますので申し上げます。議案の 2 件目、3 件目の譲受人は同一の方でございますが 2 件目の年齢に誤りがございますので 3 件目同様、修正をよろしくお願ひいたします。お詫び申し上げます。</p> <p>1 件目。譲受人が自宅に近い申請地を市外に住み管理が困難である譲渡人から買い受け、畑地として耕作管理するものでございます。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地については耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は、これを満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件には該当しません。第 7 号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。農地の集積と経営拡大を積極的に行っている譲受人が現在、譲渡人から借りている耕作地を取得するものでございます。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地については耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農</p>

	<p>作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。譲渡人は現在、申請地を地元の農事組合法人に貸付けられており、この貸付期間満了後も自身での耕作管理が困難であるため経営拡大の意思がある譲受人に対し申請地を売り渡すものでございます。譲受人は2件目と同一の者で農地法第3条の許可要件すべてを満たしているものと考えます。尚、許可日につきましては貸付期間の利用権満了後となります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
11番	11番、萬代です。12月6日に事務局、山本会長、石田委員と私で現地調査を行いました。1番ですが申請地は●●●●のバス停があります。それから入りますと●●という集落になります。その入口の所になります。農地の状況につきましては栗、柿、梅なんかが植えられております。周りも畑や山でございますので、そのまま維持していただければいいのではなかろうかと思えます。
8番	8番、石田です。2番ですが申請地は●●から●●に抜ける途中に、前までありました●●の西側になります。3番の6筆につきましては●●●●●の道沿いにありまして●●●●●の野菜のお店の周辺になります。1筆につきましては●●の集落排水処理施設の近くになります。2番、3番とも譲受人が同一でございます。全部効率利用要件の確認ということで調査箇所は国道435号線の●●の交差点を右折して2kmぐらい行った所を確認いたしました。面積も狭く、耕作放棄になりやすいところですが、きちんと管理されておりました。また耕作地域は広範囲ですが各拠点には農機具の保管場所がそれぞれありました。このようなことから取得農地を含めて全部効率利用がなされると判断いたします。従って許可することに問題ないと思っております。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
12番(推進委員)	1番ですが問題ありません。
議長	2番、3番につきましては担当地区の山中推進委員が当日は欠席で、武藤委員が来ていただきましたので何か補足説明がありましたらお願いいたします。

13番	13番、武藤です。当日、私も立会しましたが特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。3番の件につきまして先程、事務局より説明がありましたが3月31日まで農事組合法人との利用権の設定がごさいます。法人でございませぬので農地集積の補助金の関連で許可日が3月31日を過ぎてからになります。それから1番の件も補足をしておきます。譲受人の土地の周りは全てそうで赤線の道すらありません。元々は1軒の地主の農地だったと思ひます。代が変わり若い人になって、それが困難だということもあって、このような形になったかと思ひます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
16番	16番、伊藤です。3番ですが問題はありませんが、ちょっとお聞きしたいことがあります。当然、農事組合法人が管理されていたと思ひます。法人との契約期間が満了になるし売ろうかという話なのですか。
議長	伊藤委員の言われること分かりました。これは議案書の理由の表現をもう少しやりかえないといけないのではないかと思ひます。法人との間の契約満了後に、また法人との契約を継続すればいいのですが譲渡人の方も色々事情があるのだと思ひます。その事情があるがゆえに今回の譲受人に売却されるというふうに理解をしていただけたらというふうに思ひます。それ以上のことを私達が詮索するわけにもいきませぬ。事務局、ここの表現を変えていただけたらというふうに思ひます。他に何かございませぬか。よろしゅうございませぬか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思ひます。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請人は市内に居住する僧侶でございませぬ。申請地は●●●●●から北東に1.6kmの位置にある公共投資の対象となつていない小団地の第2種農地です。自身が代表責任者を務める寺の門徒、参拝者用の駐車場、納骨堂、山門、銅像を設置するもの

	<p>でございます。尚この件につきましては分間図上の地番●●●●番●には県道工事が開始された昭和58年に駐車場を設置、同じく●●●●番には設置年月日が不明でございます山門、平成12年に設置された立像、平成27年に設置された納骨堂があり、いずれも農地法の許可を得ることなく耕作放棄された登記上の畑地を埋め立て設置されたものでございます。このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が同時に提出されております。この案件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。先に私の方から説明をしておきます。今回、申請が出ているのは2筆でございます。面積が合わないというふうになると思いますが他の筆は申請が出ておりません。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>申請地は●●から●●●の●●に抜ける道に途中にあります。先程、説明がありましたように無断転用でございますので始末書も提出されているようです。周りに何ら影響が出るようなことはありませんので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんは欠席でございますので私の方から簡単に説明をします。最初は現況証明でもいいのではないかと思いましたが平成12年に立像、平成27年に納骨堂が造られております。私が知っている範囲では完全にお寺の境内の中に含まれておりましたが新たに造られて無断転用したということになりますので、このような形で4条申請が出てきた次第でございます。私も別段、問題ないのではないかと見て帰った次第でございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 今年の8月から9月にかけて農業委員さん、推進委員さんのほうで農地パトロールを行っていただいたわけですが、その時に農地と</p>

	<p>して認められない農地についてピックアップしたものが様式第3号のほうになります。「農地法の運用について」の制定についてのご説明をいたします。再生利用が困難な農地の所を見ていただきますと利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は原則として当該調査を行った年内に第4に基づき農業委員会の総会、又は部会の議決により農地に該当しない旨、判断を行うことと書いてあります。この第4というのが次のページにあります遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて書いてあります。そのなかの農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないということでございます。その内容が森林の様相をしているとか、農地に復元することが農業用機械では、再生が困難という農地であれば非農地通知が出来るということが書いてあります。それで様式第3号に戻っていただきまして所在、地目、面積、所有者の氏名、議決年月日。これは今日の日付を書いてあります。そして非農地通知を今から発送するわけなんです、一応12月末を予定しております。それで今回96筆、104,299㎡が認められましたので農地以外にしたいと思っております。今日、決定した後の流れになりますが、地目変更登記のお願い、そして非農地通知書を所有者へ送りますが、その場合に事務局が、法務局と事前協議したところ年末までの対応が難しいということなので年内に非農地通知を発送しなければいけないのであれば発送しても結構ですが法務局へ送っていただくのは、来年の初めにしてほしいという要望がありました。土地所有者さんへ、この非農地通知書と登記の申請書、法務局さんからいただきました地目変更登記の記入例等を同封いたしまして、送ろうと考えております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いたします。初めての方もいらっしゃると思いますので分からないことも含めて質問していただけたらと思います。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。所有者の●●さんの筆がありますが、ここは綺麗にしてある所ではないのですか。勘違いかも分かりません。</p>
事務局	<p>これは一番奥になります。きちんと草刈りをされている所は、農地としておいてあります。</p>
16番	<p>分かりました。申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>そういうふうな指摘があつてからこそ、間違いがあつた時には分かることとございますので、どんどん質問してもらって結構です。</p>

	ありがとうございます。他にございませんか。
1 4 番	1 4 番、縄田です。農業委員会の認定地目の所の原野と山林の区別の境はどこなんですかね。以前、法務局から地目変更の書類が来て自分は山林と思ったのですが法務局は原野ですと言われました・
議長	登記地目上の原野と山林の境は法務局の担当者が認める地目です。だから自分が原野だと思っても法務局の担当者が個人でやられる場合は法務局が来て見ます。その担当官が見た時に原野と思えば原野になりますし山林と思えば山林になります。それは担当官の思いです。いいですか。あくまでも農業委員会は原野ですよということを出したり、ここは山林になってますよと農業委員会が非農地通知を出しましたよということなんです。ある程度の木があつて密集しておれば山林になりますし、灌木がところどころにあつて草があれば原野になります。よろしゅうございますか。
1 4 番	はい。
議長	きちんと線引きが出来る問題ではないと思いますので。
1 4 番	余談ですが自分が法務局と話した時に松とか杉とかになると山林。木によって違うとのことでした。
議長	木を植えて造林したのであれば、山林になります。
1 0 番	1 0 番、伊藤です。固定資産税の紙に山林とか原野とか書いてありますよね。これは、この非農地通知と関係ないのですか。
議長	非農地通知を出すところは登記簿上の地目は全て農地か採草放牧地になっています。登記簿上の農地を非農地として判断します。よろしゅうございますか。
1 0 番	はい。
1 1 番	各個人に通知をされまして異議がある人は農業委員会に申し出てくださいとありますが、これまでに異議の申し立てはあったのでし

事務局	<p>ようか。</p> <p>以前、2件ぐらい申出がありました。山林ではなくて農地ということで、その後に綺麗に刈られた方もいらっしゃいました。それとか遠目で見ておりました山であると思ったら、その間、体調を崩されておって梅とかありまして山ではなくて農地に戻してくれというのがありました。以上です。</p>
議長	よろしゅうございますか。
11番	はい。
議長	他にございませんか。
3番	3番、俵です。この中に、圃場整備田がありますか。
議長	ないです。現況証明も、圃場整備田については認められません。私としては、圃場整備田もやりたいのです。処理してしまったほうが遊休農地の面積から減りますので、やりたいんですけど法律上やらしてもらえないという。
16番	10年とか15年とかありますけど。
議長	それは、転用許可が認められるか認められないか。農振除外が認められるか認められないかの期限でございます。だから逆に言えば、きちんとした格好で除外申請を出し、除外の許可をもらい、転用申請をして許可を認めてもらうのが一番ですが多分、植林をするから除外をしてくれといっても県は、除外を認めてくれないと思います。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	意見も出尽くしたようでございますので採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。続きまして報告事項に入りたいと思います。議事順位第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●●から南西に3.9kmに位置に農地への進入路を設置するため届出が出たものでございます。尚この進入路につきましては隣接する市道の改良工事が行われた際、市が設置したもので、この際、所有者は市側から必要な手続き等の説明がなく工事に承諾され自身の農地取得許可申請の際に農業委員会から指摘を受け届出が必要なことを知り、この度の届出に至ったということでございます。この経緯を記した上申書のほうが届出と併せて提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
11番	萬代です。申請地は3条で説明した場所と変わりません。●●●●のバス停があって●●という方向に行きます。先程は市道の右側の話をしましたが今回は左側になります。農地への入り口というふうに、ご理解いただけたらと思います。工事をする際に、こういった事も含めて農家の皆さんに説明する必要があるかというふうに思います。今後まだまだ、こういうふうなのは出てくると思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
12番(推進委員)	萬代委員さんが言われた通りです。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。市の申し入れにつきましては農業委員会から文書で市だけではなく県土木も含めて申し入れをしたいというふうに思います。これまでも何度もやっておりますが、担当が変わるたびに、こういうふうな問題が起きているように思っております。きちんと申し送りもしてもらおうように文書を出そうと思います。それから、もう一つ。進入路にしては広いなというふうな感じをおもちかと思いますが高さが2mちょっとありますので、かなり進入路としては長い進入路になります。それとカーブの

	<p>所に進入路が出来るようになりますので、これも広くなった要因の一つだというふうに思います。よろしくをお願いします。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
4 番	<p>これまでは、どうやって田に入っていたのですか。</p>
議長	<p>●●という集落の道を改修したのは市と県と両方が改良しておりますので、どの部分が市で、その部分が県というのが分かりませんが大水が出るたびに3年、4年に一度は陸の孤島になります。手前の県道から進入することが出来なくなります。ここは低かったのですが、かなり高くされました。それまでは低くて水路に橋をかければ入れるような高さ関係でした。他にご意見ございませんか。ありませんでしたら報告第1号を終わらせていただいてもよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 4 件朗読。</p> <p>1 件目から3 件目につきましては借受人の方の高齢化による経営縮小ということで解約の届けが出ております。</p> <p>4 件目につきましては地元の法人が集積される予定があるため解約が出ております。</p> <p>5 件目から9 件目につきましては今年の4 月から利用権設定ということでやられてみましたが、この中の田がいずれも湿田など条件の悪い田で引き受けきれないということで解約を合意により提出されたものでございます。</p> <p>1 0 件目につきましても合意解約のほうが出ております。</p> <p>1 1 件目につきましては先程3 条のほうで申請がございましたが所有権移転に伴う合意の解約でございます。</p> <p>1 2 件目から1 4 件目につきましても特に次の耕作者の方はいらっしやらないということでございます。</p> <p>4 件目と1 1 件目以外は、この届けが出た時点では次の耕作者がいる等の情報は事務局に入っておりません。以上、報告いたします。</p>

議長	ありがとうございます。1件目から3件目ですが榎崎さんのほうで何か分かればお願いします。
9番	特に情報は入っていません。
議長	野尻推進委員さんと相談していただきたいと思います。5件目から9件目につきまして、どうなっていますか。
1番	先日も借受人と話をしましたが以前は、お父さんが草刈りなどされておられました。怪我をされたので返したいということでした。周りを探してみましたが、なかなかいच्छらないということでした。法人にも、お話をしましたが距離があるので難しいということでした。
議長	場所的には、どのへんになるのですか。
1番	●●●の周りです。水の便も悪いし条件が悪い所です。
議長	引き続き探していただくようお願いいたします。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	担当委員さん大変だと思いますが引き続きよろしくようお願いいたします。特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。
	続きまして議事順位第6 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 訂正のお知らせです。冊子を作る際に16ページと17ページの向きを間違えて作りましたのでお詫びを申し上げます。それでは説明いたします。今回、●●●●●と●●●●●から提出がありました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	<p>特に発言もございませんので以上をもちまして報告第3号を終わらせていただきます。以上をもちまして本日の議案、並びに報告事項は全て終了いたしました。委員の皆さんより何かありましたらお願いします。その前に先程言われておりましたが一つは県の方に何回まで延期願いは出せるのかと、延期願いはどういう時に受理したら良いのかということと、ある程度回数がかぶった場合、そこでいつまでやるというきちんとした誓約書とやらない時にはどのような処理をするということまで、きちんと書いてもらった文書の添付をしてもらって下さいということになりました。ですので今後、次の延期願いが出ることがありましたら、その時は誓約書をつけた延期願いにしようというふうには思っております。これが県の回答です。それと遊休農地を何回も見に行かないといけないのかという問題ですが、この問題についても県の方から回答をいただきました。今のところ法律上、何回も見に行かないといけないという回答ですが、ただ県の方も農水省に対して、こういうふうな弊害が出ている。それによって農業委員会が遊休農地と認めないと事務量の増えることがないので農業委員会がやらなければ増えません。やった農業委員会が大変な目に合うということも付け加えて今後、農水省のほうとも問題を解決する方向で申し入れをしていくという回答をもらっております。今日、明日にどうこうなる問題ではないかと思えますけど、いずれは解消するように。もし来年の5月までに問題が解消しておらなければ会長大会がございますので、それに行けばその場で、きちんと申し入れをして早急に解決する方向で動いてこようとは思っております。そういうことですので、もうしばらく様子を見ていただきたいなというふうに思います。遊休農地と認めた所は遊休農地が解消されても解消されたという報告書を毎年出さなければいけないので何が植えられていても毎年、写真を写して報告しないとけないということです。それを、ある程度やったら免除してほしいというのが申し入れ事項でございます。委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。なければ事務局より今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>今後の日程についてお知らせいたします。その前に平成30年1月から31年の3月までの予定表を作成しております。それをもとに今後の予定を作りたいと思います。来月の予定ですが総会は1月17日、午後2時から美祢市勤労青少年ホーム2階大会議室で行います。農業相談は1月9日の火曜日。美祢地区は馬屋原委員、美東地区は宮崎委員、秋芳地区は伊藤太一委員さんでございます。現地調査は1月10日の水曜日。岸委員、櫛崎委員さんをお願いしたいと思います。日程については以上でございます。私の方から説明させていただきます。平成30年度山口県農業施策に関する意見書をというのを配布しております。これは10月</p>

議長

ぐらいに農地調整部会さんと農業振興部会さんが意見書を取りまとめて作られたと思います。それを農業会議のほうへ提出いたしまして農業会議が山口県内の農業委員会の意見を取りまとめたものを県知事のほうに提出された意見書を取りまとめたものを送ってきましたので皆さんの方に情報をお繋ぎしておきます。以上です。

それでは本日の総会を終了したいと思います。この後、引き続き勉強会がございますのでよろしくお願いします。1月5日に新年互礼会がございます。今までは農協さんや県の農林事務所の所長のところには、ご案内しておりませんが農業委員会も新しくなりましたので今回から農協さん、農林事務所の所長さんに互礼会に出席をお願いしております。それでは終わりの互礼をお願いします。

互礼。

午後3時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年12月13日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

